

情報・システム研究機構機構長顧問に関する規程

〔令和 7 年 3 月 1 3 日〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、情報・システム研究機構組織運営規則第 14 条の 5 第 2 項の規定に基づき、機構長顧問に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 機構長顧問は、機構長の諮問する事項に関し、助言等を行う。

(任命)

第 3 条 機構長顧問は、機構長が指名する職員をもって充てる。

(任期)

第 4 条 機構長顧問の任期は、機構長が定める。ただし、当該任期の末日は、指名する機構長の任期の末日を超えないものとする。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、機構長顧問に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。